

国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院 レストラン及び職員食堂運営事業者募集要項

国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）における企画競争方式による公募は、公示に定めるもののほか、この募集要項によるものとする。

なお、企画競争方式による公募は、本学に提案書を提出した者のうち本学が特定した提案書を提出した者（以下「採用提案者」という。）を事業予定者として決めるものであり、当該採用提案者と契約の協議を行い、滋賀医科大学会計規程等に基づいて別途契約するものであることを承知の上で提案すること。

1. 募集事業の概要

(1) 事業名

滋賀医科大学医学部附属病院レストラン及び職員食堂運営事業

(2) 事業の目的

外来患者、教職員等のニーズに適応したメニューの提供を通じて、患者サービス及び教職員の福利厚生の一層の充実を図る。

(3) 事業内容

本学が指定する病院内フロアの一部及び厨房機器を有償で借り受け、レストラン及び職員食堂の運営事業を行う。

(4) 実施期間

令和4年4月1日(金)～令和9年3月31日(水)

2. 応募資格

応募資格は、以下の条件を全て満たす法人又は個人とする。

(1) 事業実績のある者

レストラン或いは職員食堂の営業実績がある者。

(2) 経営する全ての営業所、店舗について、過去5年間に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく行政処分を受けていないこと。

(3) 営業に伴う関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて運営事業者の負担で行うこと。

(4) 次のいずれにも該当しない者

① 未成年者、被保佐人、被補助人及び成年被後見人

なお、未成年者、被保佐人、被補助人及び成年被後見人であって、契約締結時に必要な後見人、又は保佐人等の同意を得ている場合は、これにあたらぬ。

② 破産者で復権を得ない者

③ 次のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。）

イ 契約の履行に当たり故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

ホ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者。

ヘ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締

結又は契約の履行にあたり代理人、支配人及び使用人として使用した者。

- ④ 滋賀医科大学長から取引停止の措置を受けている期間中の者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずべき地位に就任し、又は実質的経営に関与している法人
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者
- ⑦ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がある者

3. 応募手続等

(1) 参加希望者の受付期間、場所及び方法

- ① 受付期間：令和3年6月1日（火）～令和3年6月30日（水）
直接提出する場合は、午前9時00分～午後5時00分まで
（但し、土・日を除く。）
- ② 受付場所：〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町
国立大学法人滋賀医科大学病院経営戦略課病院調達係長 小林耕太
TEL 077-548-2039
- ③ 提出書類：参加申込書（様式1）
- ④ 提出方法：応募者が直接持参もしくは郵送すること。
なお、郵送については、上記期間内にて必着とする。

4. 提案書等の提出書類及び提出部数

(1) 提出書類

- ① 誓約書（様式2）
- ② 企画提案書（様式3）
- ③ 会社概要（様式4）
- ④ 添付書類
 - イ 登記簿謄本（個人の場合は住民票）
 - ・商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿謄本等の謄本
 - ロ 飲食店営業許可書
 - ・現在運営している店舗の「営業許可書」の写し
 - ハ 財務諸表類の写し（直近のもの）
 - ・法人にあっては、貸借対照表、損益計算書などの経営実績がわかるもの
 - ・個人にあっては所得税確定申告書の写し（所得税青色申告決算書の写しを含む。）
 - ニ 国税、都道府県税及び市町村民税に係る納税証明書（未納がないことの証明、直近のもの）

※公的機関が発行する書類は、発行日から3ヶ月以内とする。

- (2) 提出部数 20部
 - 正本 1部（上記(1)①～④の書類）
 - 副本 19部

5. 提案書等の提出期限、提出場所及び方法等

(1) 提出期限

令和3年7月30日(金) 午後5時00分

(2) 提出場所及び問い合わせ先

前記3.(1)②に同じ

(3) 説明会の日時及び場所

令和3年6月11日(金)午前9時30分

国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院第3会議室

(4) 提出方法

- ① 持参又は郵送(書留又は配達証明に限る。)すること。但し、郵送の場合は提出期限迄に必着のこと。
- ② 提案者は、提案書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。
- ③ 提案者は、その提出した提案書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 提案書等の無効

提案書等で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 前記2.の応募資格のない者が提出したもの
- ② 前記5.(1)の提出期限までに提案書等が到着しなかったもの
- ③ 虚偽の内容が記載されている参加確認書類又は提案書は無効とする
- ④ その他提案に関する条件に違反したもの

6. 募集要項等に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

(1) 募集要項等に対する質問がある場合は、書面(様式は任意)により提出すること

(2) 質問書の提出期限、場所及び方法等

- ① 提出期限 令和3年6月30日(水) 午後5時00分
- ② 提出場所 前記3.(1)②に同じ
- ③ 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで(土日祝日を除く)
- ④ 提出方法 持参又は電子メール
メールアドレス hqyodo2@belle.shiga-med.ac.jp

(3) (1)の質問に対する回答日時及び方法

- ① 回答日時 令和3年7月15日(木) 午後5時00分まで
- ② 回答方法 電子メールによる

7. ヒアリングの実施

運営事業者選定委員会のヒアリングを下記のとおり実施するので提案書に基づき説明を行うこと。

実施日時 令和3年8月20日(金) 時間等詳細については別途通知する。
開催場所 前記5.(3)に同じ

8. 運営事業者の決定

(1) 提案者が、前記2.に掲げる資格を満たしているか否かの確認を前記5.(1)の提出期限の日を基準日として行う。

(2) 前記2.に掲げる資格を満たしている提案者の提案書等を運営事業者選定委員会が総合的に評価して運営事業者候補者を決定し、結果を事務局長へ上申し、契約予定者となる者について役員会に報告の上運営事業者を最終決定する。

(3)上記8.(2)の決定結果は、令和3年10月15日(金)までに書面により通知する。

9. 提案書に関する留意事項

- (1)提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)運営事業者選定委員会は、採用提案者候補を決定するため、提案者から必要最小限の範囲内で資料を徴取することがある。
- (3)提案書の作成及び提出並びにヒアリング等、採用提案者の決定をするため要求する資料に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4)提案書は、原則として返却しない。
- (5)提案書は、本手続以外に提案者に無断で使用しない。但し、提案書の公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。
- (6)提案書は、決定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (7)提案書の作成のために本学より受領した資料は、本学の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。

10. 選定後の手続

- (1)本学役員会において運営事業者として決定された者と、別途本事業実施に関する契約書を締結する。
- (2)運営事業者の取り消し
次の場合は、運営事業者の決定を取り消す。
 - ① 事業開始までの間に運営事業者の諸般の事情変化等により提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。
 - ② 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと判断したとき。